

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料 見解	補足資料		
<p>道都などの地形・地物の位置の変更に伴う区域区分の変更については、都市計画法施行規則第13条第1項第1号により必要な変更と規定されていることからも、都市計画区域区分変更マニュアルに基づき、広域的な観点が必要と認められるものではないと捉えている。</p> <p>なお、施行規則第13条第1項第1号の経易な変更では、当該変更に係る部分の面積の合計が4ヘクタール未満と規定されているが、この面積要件が権限移譲の支障となるのであれば、しきい値を下げることは問題ないとする。</p>			<p>【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	
<p>今回提案の対象とする経易な区域区分の変更は、都市計画法施行規則により地形地物等の変更に伴うものでかつ区域面積が限定されたものであり、都道府県事務となっていることにより、広域的観点から検討の必要性が高いと考えられる道路整備や開発等に件数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更に対しても、区域区分変更までにかかる経費が生じ、現場に支障が生じていることから、市町村への権限移譲を求めている。</p> <p>道路整備や開発等に件数、数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更については、都道府県が事業実施後も把握していないことがあり、都道府県の区域区分の一斉見直しに伴う作業は市町村が行っている実施からも、市町村事務としても支障は少なく、自治体を受け持つことは大きいと考えられる。</p> <p>以下 都市計画法施行規則抜粋 (都市計画の経易な変更) 第十三条 令第十四条第二号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一 区域区分に関する都市計画 区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更(水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であるもの。</p>			<p>【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	
<p>書面による受験申込先が国土交通省だけになった場合であっても、受験願書の郵送が可能である。現行も電子申請による受験申込は都道府県を介さず直接国へ申請されており、受験に関する問い合わせも国土交通省土地・建設産業局地産課直轄(不動産鑑定士係)に電話等で行うことができるので、受験機会の公平性は保たれ、また、利便性の低下は認められない。</p> <p>※例、不動産鑑定士試験と国土建築士試験である司法試験が、受験者数が不動産鑑定士試験より相当に多いにも関わらず(受験定員数約7,000人)、受験願書の提出、司法試験委員会(法務省内)宛てに郵送する方法だけに限っており、受験に関する問い合わせ先は法務省としている。</p> <p>※例の不動産の鑑定評価に関する法律の規定では、受験願書の提出は、受験者の住所を管轄する都道府県主官署になっているが、住民票所在地に居住しない者、例えば、親元に住民票を置いたまま、他の都道府県の大学に在籍する学生は、どの都道府県に受験願書を提出するか、郵送しなくてはならない。</p> <p>受験願書の提出先を、直接、国土交通省だけとすれば、このような問題は生ぜず、むしろ、受験者の利便性は、向上する。</p> <p>なお、支障事例は、「期限までに住所地の都道府県を経由」する必要があり、住所地以外の都道府県へ行った申請があった場合は、申請者が選定し、住所地の都道府県へ再提出してもらう必要があり、締切直前での願書提出があった場合には、再提出が間に合わず受験機会を失うことになってしまふことを指摘したものである。</p>	<p>【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請受付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めない。</p> <p>国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものとする。</p> <p>【参考 国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海軍代理士試験 受付窓口：受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一級建築士試験 受付窓口：公益財団法人建築技術教育普及センター ●試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口：国土地理院総務部</p>	<p>【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p>		
<p>不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2において、受験の申込みは都道府県知事を経由して行うことが規定されているが、現在でも電子申請システムによる受験申込みは都道府県を経由せず、直接国で受け付けられている。</p> <p>また、試験に関する問い合わせ先についても、試験案内に国土交通省の担当部署が既に設定されているため、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験機会の公平性は十分に確保されていると考える。</p> <p>さらに、本案では平成27年度受験申込が182件中、約割の149件が郵送・窓口持参による申込みであったが、その多くが郵送によるものであり、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験申込み書の郵送を都道府県から国に変更するだけで住民(受験者)の利便性が低下することはない。逆に、郵送により国に提出された申込み重畳に投書があった場合、受験者への修正指導など受付までに時間を要することがある。</p> <p>窓口申込みについても利用者は一部であり、むしろ、窓口持参を認める現状では、居住や勤務先が異なる遠い受験者にとっては利用しづらく、受験申込書の記入方法を対面で見習う機会の有無という点では公平とは言えない。</p> <p>そのほかにも、同じ国土交通省の資格試験でマンション管理士や管理業務主任者の試験受付は受験者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、指定受験機関への郵送に統一されており、都道府県庁舎への持参は行われていないことを考えると、不動産鑑定士試験において、都道府県経由の義務付けを廃止しても、必ずしも住民(受験者)の利便性低下にはつながらず、また事務処理の遅延等が発生するとは限らないと思われる。</p>	<p>有</p>	<p>【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請受付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めない。</p> <p>国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものとする。</p> <p>【参考 国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海軍代理士試験 受付窓口：受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一級建築士試験 受付窓口：公益財団法人建築技術教育普及センター ●試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口：国土地理院総務部</p>	<p>【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p>	
<p>国土交通省は、都道府県を経由することによる理由は専ら「受験者の利便性」であることを認めたものとする。</p> <p>受験機会の平等性の問題と受験者の利便性の問題は、全く別個の問題である。</p> <p>本来、国民や住民への行政サービスの向上は、当該事務・制度を所管する団体・機関の責任と負担により行わなければならない。窓口の物理的距離や事務処理の遅延を懸念するのであれば省内の広域機関での協力体制を構築すればよいと思われる。</p> <p>国土交通省は、まずは受験者の利便性のために導入した電子申請システムと検印・改善することが必要であり、単に電子申請の割合が高いという現状を前提に都道府県を経由を必要と結ぶという論理は成立しないと思われる。</p> <p>窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁内に受験書類を直接持参する場合」だけであり、本案が平成28年に受け付けた受験者のうち、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず、そもそも県庁で書類直接受け付けなかった場合の理由も見当たらない。</p> <p>郵送の場合は、直接国へ郵送することでも受験者の利便性を損なうことは考えられない。逆に、受験案内に記載されていない事項の修正指示や郵送先が国交省に一本化されることで都道府県の都道府県庁舎に届くことなく書類を受験者に返送していた問題も解消するなど、受験者の利便性の大幅な向上につながる。</p> <p>都道府県を経由する現行制度は、具体的な実施事例記載のとおり、持参及び郵送のいずれの場合においても受験者の利便性を低下させていることは明白である。</p> <p>なお、詳細については補足資料を参照されたい。</p>	<p>有</p>	<p>【香川県】 全面的な受験申込を東京で行うことによる住民(受験者)の利便性の低下の懸念については、郵送や電子申請による対応とともに、電話による問い合わせ窓口を充実させることにより、住民(受験者)の利便性を低下させなく受験申込の受付が可能である。</p> <p>不動産鑑定士試験では、持参による申し込みが認められているが、同じ受験機会を全国公平に広げたい観点から郵送による申し込みも認める(司法試験、公費給付士試験、地理士試験)においては、持参による申し込みは認められておらず、郵送または電子申請(限定してもよい)利便性の低下には当たらないと考える。</p>	<p>【全国知事会】 全面的な受験申込を東京で行うことによる住民(受験者)の利便性の低下の懸念については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
回答の内容について、承知いたしました。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
埼玉県では、県内企業のメリットとなる公共事業の早期発注に向けた取組みを行っており、その一環として社会資本整備総合交付金についても同様に取り組んでいきたいと考え提案させていただきました。 各府省では、補助金適正化法上の規定により添付書類の簡素化は困難とのことであるが、補助金適正化法施行令第3条(第一項)の特例若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。1)の規定を踏まえた上で、本県及び共同提案団体が求める添付書類の簡素化が困難と判断した経緯を御教示願いたい。			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。			
施設基準緩和のための技術的検証は、ぜひ実施していただきたいが、今回の提案で求めているのは、寄宿舎のうち小規模である寄宿向けシェアハウスであるため、検証の際の条件としてその点を十分考慮した上で実施をお願いしたい。 また、避難弱者への配慮は当然必要なことではあるものの、安全措置の実施が所有者の過度な負担となり、ひいては空き家の活用促進という本提案の目的が阻害されることのないよう、御配慮をお願いしたい。 なお、ヒアリングでお示しいただいたとおり、技術的検証については、ぜひ年度内の着手をお願いしたい。			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	○ 寄宿舎の施設基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしており、告示の改正を検討しているとのことだが、所要の措置について、時期の目途をお示しいただきたい。 ○ 検討に当たっては、地方公共団体や事業者の意見を聴く機会を設けるべきではないか。		
合併処理浄化槽は、強化プラスチックで積丈に出来ているうえ、フロア以外の機構部も少ないことから、災害による被害を受けた場合であっても、必要に応じて個別に修理等の対応をとることにより、下水道よりも早期に復旧が可能であるとされている。このことから当県では、被災者が集まる防災拠点・避難所において、下水道処理区域内であっても、災害時の合併処理浄化槽を設置するのではなく、平常時から公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を整備することにより、災害時における早期の復旧の確保や下水道と同等の汚水処理が実施できるといった観点から提案したところである。 併し、住民の日常生活に欠くことのできないものであることから、災害時においてもその機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、代替性の確保を進める必要がある。 こうした観点から、引き続き、本提案について検討いただきたい。			【全国知事会】 防災拠点・避難所における合併処理浄化槽の設置に係る建築基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例による補正を併行すべきである。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 下水道の耐震化は順次進めており、二重投資を回避する中でリスク対策を考へべきとのことだが、投資コストや防災対策等を総合的に勘案して、具体的にどのような対策を考へるか、地域の実情を踏まえ市長が判断すべきことであり、災害拠点等についてピンポイント的に、危険分散の観点から合併処理浄化槽を設置することも可成りよいのではないかと。 ○ 下水道の耐震化を完了するには時間がかかることから、リスク回避という意味で、合併処理浄化槽の設置を可能としてよいのではないかと。		
2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等において、組合員の業種が複数省庁の所管にわたる場合は、関係省庁がそれぞれ管理・指導の権限を有するため、認可等に多くの日数を要しているが、権限移譲により、事務手続等の日数短縮や負担軽減のほか、組合等に対する統一かつ迅速なサービスを提供でき、県民サービスの向上を図ることができる。 また、権限移譲による事業協同組合等の受入体制については、厚生労働省所管の組合は既に権限移譲済みであることや農林水産省所管の組合は、今後権限の移譲が予定されていることから、現体制で十分受入れ可能である。 提案の早期実現に向け、調整スケジュールを示されたうえで、調整を進めていただきたい。			【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。			
輸送の安全確保等の審査に十分な時間を要することは理解できるが、医療機関への受診や買い物等の利便性など日常生活に直結する住民生活への対応のスピードアップが見込まれるため、処理期間の短縮に繋がるよう、引き続き検討していただきたい。 公共交通会議での協議資料と、陸運支局への許可申請資料は、その多くが重複しており、また、公共交通会議へは陸運支局からも出席がある。このことから、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関しては省略が可能となるよう検討していただきたい。			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利利用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、新たに雑用水利利用の必要が生じた場合に、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、現状においても特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給量が概数でない場合には、水利利用の申請を不要としているところであり、この基準を見直すことが望ましい水利秩序を乱すおそれがある点ではない。</p> <p>この点につき、「600立方メートル未満」又は「1,200立方メートル未満」を申請不要とした根拠を御教示願いたい。</p> <p>また、水利利用の更新許可申請の際に、新規需要見込みの精算等に係る審査に手間や時間がかかり、手続きに平均1年以上を要する場合は大半であることから、雑用水利用の申込に即応できず、給水契約締結の機会を逃している実態があることに対する有効な解決策が提示されていない。</p> <p>このことは、工業用水事業者の経営上の問題であるだけでなく、我が国の産業を支える重要な社会インフラである工業用水道が有効に活用されないことによる社会経済上の損失であり、地域の発展にとってもマイナスである。</p> <p>工業用水事業者が、受水希望者の要望に応じて、工業用途以外の都市活動・経済活動等への供給を適切に行うことができるよう、所要の規制緩和を求める。</p>						
<p>*現行法及び政令から児童館を設置可能と判断する事は困難である。</p> <p>全国で都市公園内に児童館を設置している事例が存在することからも、既成事実として児童館は都市公園の効用を充つとする施設として認められている。</p> <p>*地方創生が課題となっている地方都市において、都市公園の機能を活かした個性豊かなまちづくりを実現するためにも実情に合わせて、解釈としての許可ではなく、設置可能施設として「児童館」及び「総合遊具」の掲載を求める。</p> <p>*また、公園内に設置可能な施設を明記することは、国が進めている「コンパクトなまちづくり」においても、公共施設の再配置や集約を検討するうえで有効であり、施策の推進が図られる。</p>				<p>【全国知事会】</p> <p>都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>○ 施行令5条5項の教養施設には社会教育関連施設が主に記載されており、この規定によって児童館を設置することは不可能と地方公共団体から受け取られても仕方がない。</p> <p>児童館の設置も認められるのであれば、それも政令に明記すべきではないか。</p> <p>○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないかと。</p> <p>○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法22条2項9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないかと(都市公園の効用を全うする)かの判断は地方公共団体が行う。</p>	
<p>現行法令上の規定で地縁団体の会館施設を設置可能であるとのことであるが、一般に地縁団体の構成員が占有する会館を、広く市民の利用に供することが前提となる「集会所」として設置することが可能であると解釈することは困難であり、政令を改正し地縁団体の会館を設置可能である事柄とするか、少くとも実務的助言によるその旨を明確にすることが必要であると考える。</p> <p>また、公園施設として設置することが不適当である場合も考えられるとのことであるが、共助事業づくりを目指す中で、地縁団体は地域コミュニティの中核的存在であり、公益的な活動を行っている実態に鑑み、規制緩和を求めるものもある。概数の自治体において都市公園内に地縁団体の会館が設置されているという実態を踏まえ、その基準について各自自治体の許可基準や取扱要綱に変わるのではなく、法を所管する国土交通省において明確な基準を定めるべきであると考える。</p> <p>なお、都市公園内への施設設置が明確に可となると、市街地に必要な施設を設置する公共用地がない場合でも、都市公園内への施設設置によりコンパクトシティの推進が図られる等、本提案は国土交通省が推進する施策と方向性が一致するものであり、施策の推進に貢献するものであると考えられている。</p>				<p>【全国知事会】</p> <p>都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>○ 地縁団体の会館施設については、「集会所」では読みにくいことから、施行令5条8項に明記すべきではないか。</p> <p>○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないかと。</p> <p>○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法22条2項9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないかと(都市公園の効用を全うする)かの判断は地方公共団体が行う。</p>	
<p>ご指摘のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置については、「特定空家等」に対する措置に関する必要な実態を踏まえた必要措置(ガイドライン)において、不利益処分である命令に至るまでには慎重な手続きを踏む趣旨として定められており、法と趣旨・目的が同様の各市町における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定する場合、上記のように慎重な手続きを踏むこととした法の趣旨に反することになるため、当該条例の命令に関する規定は無効になると解される、と示されている。</p> <p>一方で、これに抵触しない程度で有効な応急措置については、条例にて定めた場合有効であるとのご見解であるが、所定の手続きを経て実施する措置(最終的には行政代執行)によらず、この応急措置として認められる範囲について、どの程度の措置までなら空家法に抵触しないか等、通知やガイドライン等で明確にされたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>砂利採取法第20条第2項では省令で定める「軽微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、現在、省令に「軽微な変更」について規定されていないことから、「軽微な変更」として取り扱うためには、省令改正等が必要と考えている。</p> <p>そのため、どういった変更が「軽微な変更」に該当するかの検討いただきたいとともに、必要な省令改正等の措置についても検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。</p> <p>なお、採石法第33条の9第2項においても、「軽微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が置かれており、採石法施行規則第5条の16の2に「軽微な変更」について規定されていることから、この規定を参考に砂利の採取計画等に関する規制を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		

国土交通省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	****	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
133	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する工業等の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の発展に資する弾力的な運用できるようにすること	【提案の背景】農工業第2条第2項は、農工団地に選出できる工業等(製造業)、道路貨物運搬工業、畜産業、梱包業及び卸売業に限定されている。本議では、農工業に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを運用し、141社の企業が誘引しているが、造成したものの企業立地が盛んでない箇所が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が団地、31haある。	未利用の農工団地の活用だけでなく、例えば建築物や次等バスの整備施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や供給施設等、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できると、農工団地の一層の発展に資することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	○本県においても、コルベークなど、農工業で定める業種以外の企業からの立寄希望が寄せられる事例があったが、当該施設より分譲を断念している。指定用途が変更しており、水漏れなどの対策が整備されている場合なども多く、迅速な立地を促すことについて検討がなされ、地方創生を促すためにには地域にどこに作り出すことが重要であり、その実現に資する弾力的な措置を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。 なお、農工業は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、「労働力確保および農村地域における安定的な雇用の創出」確保を主眼とするべきであること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定され、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。 いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工業を始め、これまで省も着目して講じられてきた様々な施策を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討していること。		
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し、同意を得ることとなること、半島振興計画の作成に主務大臣が都道府県に必要を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を使っている。(本案のH27計画策定時には、事前確認を含めて協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立の発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を使っている。(H27計画策定時には、事前確認を含めて協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である関係機関と協議を通じて作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。) ○同意手続きが滞り、審査のみならず、手続の迅速化や事務負担の軽減が図られない。国による支援が確保されない状態では、相手側の対応も確実なものとは考えられない。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を使っている。(H27計画策定時には、事前確認を含めて協議に約7か月を要した。)	○県員が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容については、内閣府地方分権改革推進室(情報提供を依頼したところ)、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関係4府庁に意見照会・確認した上で関係各府による確認を行ったという説明を受けた。また、作業スケジュールについては、「国が計画案の提出から最終提出まで2か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに1か月を要した。御回答を頂いた。」 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体が密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期限における主務大臣への協議・同意を依頼していることである。○県員からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を使っている。この御意見を頂いているが、今後の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事業承認や領字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力」を要したものは考えられない。」 ○なお、国土交通省は、県員を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えられている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する条件を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し、同意を得ることとなること、半島振興計画の作成に主務大臣が都道府県に必要を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を使っている。(本案のH27計画策定時には、事前確認を含めて協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立の発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県、北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を使っている。(H27計画策定時には、事前確認を含めて協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である関係機関と協議を通じて作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を使っている。(H27計画策定時には、事前確認を含めて協議に約7か月を要した。)	○県員が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容については、内閣府地方分権改革推進室(情報提供を依頼したところ)、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関係4府庁に意見照会・確認した上で関係各府による確認を行ったという説明を受けた。また、作業スケジュールについては、「国が計画案の提出から最終提出まで2か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに1か月を要した。御回答を頂いた。」 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体が密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期限における主務大臣への協議・同意を依頼していることである。○県員からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を使っている。この御意見を頂いているが、今後の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事業承認や領字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力」を要したものは考えられない。」 ○なお、国土交通省は、県員を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えられている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する条件を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が半島振興計画を主務大臣に提出し、主務大臣は半島振興基本方針に適合していることを確認し、必要に応じて都道府県に必要を求め、半島振興計画の事前審査にかかわることとされているが、実務上行われている半島振興計画案の事前審査による審査について、廃止する。	【現状】半島振興法第4条により、「都道府県は、半島振興基本方針に基づき半島振興計画を定め、主務大臣に提出し、主務大臣は半島振興基本方針に適合していることを確認し、必要に応じて都道府県に必要を求め、半島振興計画の事前審査にかかわることとされているが、実務上行われている半島振興計画案の事前審査による審査については、国への事前提出による審査が行われていない。 【具体的支障事例】半島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を使っている。(本案のH25計画策定時には、協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立の発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	半島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を使っている。(H25計画策定時には、協議に5か月を要している。また、都道府県は出先機関である関係機関と協議を通じて作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにも時間がかかる。) ○半島振興計画の策定において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を使っている。(H25計画策定時には、事前確認を含めて協議に約7か月を要した。)	○半島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出される半島振興計画は、同法第10項及び第11項の規定に基づき、半島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、半島振興基本方針に適合するかの確認を実施してないとは認められない。 ○半島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて半島振興計画案を提出したところ、平成24年11月20日付事務連絡「各都道府県の半島振興計画案の事前提出について(依頼)」において都道府県に要請していることである。 ○本提案は、「半島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を使っている。このこととされている。事前審査に多大な時間と労力を使っている」ということとされている。正式提出に先んじて半島振興計画案を提出した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づき手続きにおいて特設変更や調整を求めないことから、ご指摘の「多大な時間と労力」を要しているものとは考えられない。 ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を終ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び関係各府の手続きを実施する必要があり、事前調整が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して半島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。半島振興計画を策定する際には、法第4条第12項の規定により、関係各府、県・項目及び関係各府から11項までの規定が準備されたため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きも、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することにかえって国と都道府県双方の事務負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、半島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから達成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に道・工業者等の仕事等を踏査しよとする地域は、インターフェェンスの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第造成するところが多くなる。</p> <p>農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進めにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、牽力の拡大が必要と考えている。</p> <p>若くは、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討していること」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。</p>		<p>【秋田県】 現在のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農業世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。</p> <p>一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。</p> <p>世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。</p> <p>本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農業世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農業世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。</p>				
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係府内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係府内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があらわなかったと認められる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係府内各課及び関係市町への意見調整が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意思疎通が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期間の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				
<p>これまで貴府は、第3種旅行者が取り扱う旅行の実施区域の拡大について、消費者保護の観点から業務範囲に応じた額の基準資産の保有、営業保証金の義務等を旅行者に課しているもので、第3種旅行者に課される基準資産等の要件は、隣接市町村の区域までを業務範囲とすることを前提に定められたものであるため、これを超える区域での業務を認めることはできないとする見解をされてきたところ。</p> <p>しかし、第3種旅行者は、受注型企画旅行等において既に営業所在都道府県を超える旅行実行実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行者と同様に有しており、特に隣接都道府県の範囲内であれば消費者の保護が確保されるものではないと考えます。</p> <p>また、本提案は昨今は周遊旅行のニーズが高まっていること、地域の交通事情や地理的な知識、観光事業者との関係を有する第3種旅行者は、その実施主体となる受皿として最も適当であり、當地型観光を求める消費者のニーズにも合致するものである。</p> <p>折しも『明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)』において、「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業」とし、「第3種旅行者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が当地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備」することとされているところ、本提案は、まさにそのビジョンを達成するための見直しを求めるものであり、第3種旅行者の範囲拡大による現行の財産的要件の適否のみでなく、観光による地域活性化の観点を踏まえた上で、『規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)』のとおり、「拠点区域の範囲の見直しを視野に入れた検討が行われた」。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>			
<p>府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して意見を付した結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものと考えます。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。</p> <p>また、国土交通省におかれては、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の種目・目的に合致するか否かの判断にかかっており、収入の上限にのみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致するのかがどうも総合的な視点で地方公共団体が相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との関係を進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者を、上記の収入が異なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A(独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応していなければならない)には抵触しない、との趣旨の発言があったことである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とすのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とすのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>地域の関係者の協議における判断によるとあるが、判断基準が明確になっていない。</p> <p>例えば、三田市のようにタクシー事業者の営業範囲であり、路線バスが通っているが「又便は通学時間帯に限られるといった地域等は「通称地域その他の交通が著しく不便な地域」とすることが可能か、判断基準をお示しいただきたい。</p>				<p>【全国知事会】</p> <p>所管省からの回答が「現行制度においても運営協議会等で合意を得られれば、自家用有償旅客運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の収受を行うことができる」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		
<p>空家法における空家等の定義に「長屋等の一部の空き室」が含まれていないため、現実に支障が生じていることから空家等の定義の見直しを提案している。</p> <p>例えば、長屋の住戸のうち使用がなされていないことが常態となっている一部の住戸が保安上危険となるおそれのある状態や衛生上有害となるおそれのある状態となっている場合でも、その住戸に対して、固定資産税情報等の利用、補修等の略式代執行、税制上の措置ができない。</p> <p>また、貴省からの回答にあるように、多くの自治体が条例を定めているが、条例では上記の措置が講じられず、空き家対策への効果が限定的となるため法改正を求める。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>本提案は、空家法上「空家等」の定義には建築物の敷地も含まれていることから、同法に基づく略式代執行の際に、敷地も含めた公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手続を代替することができないかというものである。</p> <p>相続財産管理人制度の手続を代替が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が通知できない場合には、市町村長から固に申出することで、検査官の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とらない手続について検討していただきたい。</p>		<p>【八尾市】</p> <p>「現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から遺産への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有権が存在した相続財産の簡易的帰属手続を確立すること上の記載についての回答がない。</p> <p>民法959条の遺産帰属に関する規定について、相続人不存在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を模索してもよいのではないか。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		
<p>地方創生に資するため、国においても山ガタンを促進しているなか、地方においても公営住宅を活用した「お試し・居住」を推進している。しかし、就業や居住先等を探す必要があるため、結果として大半のお試し居住者が1年以上居住しているにもかかわらず、地域対応活用は居住年以内とされており、地域の実態と合っていない。</p> <p>自治体の自主的な判断と責任のもと、公営住宅の本来の目的を妨げることない範囲で、地域の実情に応じて使用期間を定められるよう、現行の「原則1年以内」とする規制の緩和を求める。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		
<p>急速に失われている都市農地の希少性に鑑み、その救済を図る観点から、提案の趣旨に沿った新たな規制をお願する。</p> <p>また、都市農業振興基本計画では、早期に地方計画を作成するよう努めるものとしている。地方公共団体が地方計画の策定に遅滞なく着手できるよう、検討の方向性、中身と今後のスケジュールを明らかにしていただきたい。</p>		<p>【練馬区】</p> <p>生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区について、農地として保全できるよう、速やかに制度改正されたい。特に、税制度については、生産緑地と同等の課税となるよう法改正されたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>屋内階段の寸法については、「今後、技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした段階においては、寸法の基準を緩和できるような告示の改正を検討している」とのことなので、迅速な検討をお願いします。</p> <p>また、「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係者庁間での検討を進めている」とのことなので、こちらも併せて迅速な検討をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考えます。</p>		
<p>「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係者庁間での検討を進めている」とのことなので、迅速な検討をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考えます。</p>		
<p>(1)については、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」において議論する内容であるため、関係者庁間での迅速な検討をお願いします。</p> <p>(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の内容は、地域の実情に応じて個別に判断し定められるものであることから、国土交通大臣の承認を必要としないよう、検討をお願いします。</p>				<p>【全国知事会】 特別用途地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 また、大臣承認に要する手続きの簡素化、時間の短縮などについても検討すること。</p>		
<p>水素は新たな技術分野であるため、安全性の検証を十分に行う必要があることは認識しているが、正し取り扱えば、ガソリンと同様の安全性を確保できると考えている。また、利用者の利便性を考えた水素ステーションの普及を図る上では、「道の駅」等の道路区域内に設置することが適当な場合も考えられる。</p> <p>このことから、まずは、ガソリンスタンドと同様に、水素ステーションを道路法第32条の占用許可対象物件としていただき、その後、設置しようとする水素ステーションが、高圧ガス保安法に規定されている安全性が担保されているかや、道路の本来的機能である、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るために支障を及ぼさないか否か等により判断するような仕組みとしていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求めます。 なお、検討に当たっては、安全性を最優先に配慮されたい。</p>		
<p>自家所有有償旅客運送は、平成27年4月より、実施主体が拡大されたところであるが、過疎地等においては、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域も存在する。</p> <p>このため、地域公共交通委員会において、関係者の合意が得られた場合など、一定の要件を満たした場合には、乗客主体に旅館事業者等の民間事業者を加えることが必要であると考えます。</p> <p>観光誘客における「二次交通」の確保や、地域住民の足の確保といった、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの構築のため、再検討をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>市町村が運送主体であっても、運送により生じる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料)の収支が認められていることは周知したが、そもそも、国土交通省(秋田運輸支局)が道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について(平成18年事務連絡)の通知の解釈上、市町村実施の場合は含まれないとの回答を受けたこと(平成27年9月2日、秋田運輸支局を訪問、回答を得ている)が今回提案をしたものであり、今後こうした解釈の齟齬がないよう、通知等で明確に示してもらいたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>現行制度においても、一定の対応ができていないのは、ご指摘のとおりと考えるが、区画整理事業そのものには協力的な土地所有権登記名義人であっても、境界が未確定であることに実害のない状況で、応接のない隣接地の所有権登記名義人等と個人としての境界は避けたいとの心理もあり、境界特定制度を利用してもらえない現状がある。それにより境界を特定することができず、区画整理事業そのものの停滞につながっている。</p> <p>区画整理事業など公共性の高い事業については、自治体(原因者)が境界特定制度の申請者となりよう特例を設けることで、公共事業の停滞を回避し、円滑な進捗を図り、境界特定制度の活用範囲の拡大につながるものと考えます。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>ご指摘の上部木造部分の崩壊による周囲へ加える危害について、学校等の一定の広さの敷地をもつ建物であれば、周囲への影響はないと考え、また、国土技術政策総合研究所が実施した「木造3階建て学校の火災安全性に関する研究」において、広帯を設けて開口から上部延焼を遅延した効果について、耐火構造の1階部分に活かすことで、木造部分への延焼防止と避難時間の延長が可能だと考えます。</p> <p>建物の上部崩壊については、特定防火設備で区画された耐火構造の階段室を適切に配置し、避難経路の最短化を図ることで、ご懸念について解消できると考えます。</p> <p>学校においては、地域の木材を子供たちの目に触れさせることも教育の一つとなっており、ご指摘の防火搬送する方法は理解しているが、木造化を進めるにあたって望ましい解決方法とは考えていない。</p> <p>木材利用の推進は国・地方を挙げて取り組む大きなテーマとなっており、地域の製材所で加工した一時的な流通規格の製材で学校等を建てることは、地域の活性化につながるだけでなく、木造化の推進が進むことになり、木材自給率を50%にする国の目標にも寄与するものである。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>本件は、一定の要件を満たす場合の用途制限の緩和など、これまでご尽力いただいた法改正を活用し、なお残存する土地を問題視しているものである。面積、箇所、形状とくに不揃いで、かつ郊外に位置する土地は、必ずしも公共性・公益性を有する具体的な用途が見つかるとは限らず、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい。</p> <p>所収は、3月2日の提案募集検討専門部会にて貴省の説明資料にあった地域再生計画の事例のうち、敷いた土地に係るものについては、いずれも周辺の利用に合わせて主に農地として活用した事例であり、農地の用に供するものとして地目、規模等適当であると事業主体によって判断されたものと受け入れられる。名古屋市が保有する土地は、主に市街化区域内の宅地で買取り明けし、既に取壊したものであり、売却の例をそのまま活用できる見込みはない。</p> <p>このような地域再生制度等のスキームでは活用にくい土地の多くは塩漬け状態となり、維持管理費がかかり地方公共団体の財務状況を悪化させている。公法法が制定された昭和47年から社会情勢が大きく変化したことにより、計画変更により利用見込みのなくなった土地を処分していくというのは、今の時代としては当然あり得る選択であり、柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>また、公法法施行令第5条第1項第3号を根拠にして、用途制限を外して宅地として長間に売却した地方公共団体の事例があると貴省よりご教授頂いたが、当該案文でそのような処理が可能と解釈することは難しく、確信を持って運用できないため、法令上で明確に定めるよう規定を改めるべきと考える。</p>		<p>【豊田市】</p> <p>①法第9条は法第6条第1項で定める地方自治体が示した目的以外の利用(売却を含む)は認められると考えるとよい。</p> <p>②目的外利用ができる期間は5年度程度短縮できないか。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>○全国の土地開発公社が保有する先買い制度により取得した土地約371haのうち、9割弱に当たる約320haが10年以上保有の土地である(平成29年度末現在)。</p> <p>○地域再生制度等のスキームで活用される先買い土地は、主として大規模なまとまりの土地であり(これまでで認定を受けた地域再生計画による先買い土地の活用事例は、いずれも10,000㎡以上の大規模な土地である)、適切に取壊している土地については、活用されにくく、その多くは塩漬け状態となり、維持費が増加し、公社や地方公共団体の財務状況を悪化させている。</p> <p>公法法施行令第5条第1項第3号を根拠に、運用で先買い保有土地を宅地として長間に売却した地方公共団体の事例があることが、法律が制定された昭和47年から社会情勢も大きく変化したことにより、計画変更により利用見込みのなくなった土地を処分していくというのは、今の時代としては当然あり得る選択であり、これを可能とするため法令改正を行うべきではないか。</p> <p>○処分が認められる場合を限定する等の恣意的な処分防止の仕組みを設けるならば、公金により取得した土地が処分されることに対する疑念・批判は回避できるのではないか。</p>	
<p>まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な絡繰が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置が分子ゴリカルに排除される仕組みになっており、駐車法施行令第7条第2項で規定されている交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきと考える。</p> <p>【貴省第1次回答で示された理由①】②はあくまでも可能性であり、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障があると判断した場合、設置を認めなければ解決するものである。</p> <p>理由③については、現在、制限規定の適用が除外される可能性がある交差点の側端又はそこから5メートル以内の部分(道路幅員)に設置すること、駐車場の法的基準が適用される駐車場(駐車場の用に供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、交差点の側端又はそこから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられ、まがりかどに出入口を設置できない理由にはならない。</p> <p>理由④については、当然としてはまがりかどがどれほど存在するかデータを持ち合わせていない。しかしながら、仮に少数であったとしても、必要な対策を講じることを前提として、そこに出入口を設置した方が、より交通渋滞の防止や安全な交通の確保に繋がるものであれば、設置を認めるべきであり、ケースが少ないからという理由で検討対象から除外すべきではないと考える。</p>		<p>【新潟県】</p> <p>国土交通省、警察庁の見解のとおり、事故の防止、安全性の確保が前提となることは理解しており、駐車法施行令第7条第2項で規定されている交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきと考える。</p> <p>新潟県として具体的な事例はありませんが、区内の繁華街、商店街などでも、支障事例と同様のケースが発生することが考えられることから、適用除外について要望しました。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>○交差点は、駐車場出入口について、例外的に国土交通大臣認定により設置が可能である。一方、まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な絡繰が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置が分子ゴリカルに排除され、硬直的で過剰な規制の仕組みとなっている。国土交通大臣が個別に認めれば設置可能な交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきではないか。</p>	
<p>ご回答いただいた財産処分承認基準における改善措置を踏まえ、共同利用施設の有効利用等について検討を進めていきたい。</p> <p>また、近年の公共施設等を取り巻く環境の変化を踏まえ、共同利用施設を含む公共施設の有効利用が可能となる制度運用を引き続きお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		
<p>・用途上可分不可分については、学校と保育所が別棟の場合、直接機能的な関連はなく、単に隣にある校舎を供給していることに基づき、結果として用途上可分とされ、敷地分割されている。児童福祉法の第9条第2項の児童保育所において、各特定行政庁で上部と同等に判断していることが一般的である。</p> <p>・法第86条に基づく一団地認定をするためには、様々な要件をクリアすることが必須であり、個々の学校における敷地形状や既存の建築状況など、総合的設計による一団地認定を前提として計画されていない学校施設に適用することは困難である。</p> <p>・法第43条ただし書きを適用する際には、「広場等広い空地」などを有していることが条件となっている。学校は広い空地(グラウンド)を有しているが、義務教育課程における学校としての目的を果たす上で不可欠な一施設として確保されているものであり、かつ、学校としての建築敷地に設定されていることから建築基準法第43条ただし書き許可における広い空地とみなすことは馴染まない。</p> <p>以上のとおり、現行制度上、特定行政庁及び建築主事が判断する上では、全国で統一した運用となるよう本案件に対する運用方針を技術的助言等で明確にする必要がある。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>所管省からの回答が、「現行制度でも建築基準法第43条に規定する接道要件を個々に満たす必要なく、建築することが可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>自転車及び原付二種(積載量50cc未満)の無秩序な放置の増大等が、自転車法の制定の背景であるが、近年の技術革新により、原付二種とはとらえられず車体サイズで二種(積載量50cc超125cc未満)が製造されるようになったことから、原付二種においても自転車法制定と同様状況が生じているため、それらを解消するための法的根拠の構築を求めることが提案の趣旨である。この点について、国としての取組議論とその必要性について基解を示された。</p> <p>現状、道路交通法第51条に基づき、違法駐車に対する措置は車両(自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス)を対象としていることから、自転車法を根拠とした自治体の条例に基づく原付二種の撤去と並行し合う部分がある。国の回答から原付二種(道路交通法上では「自動車」に分類される)の撤去を自治体の条例に強いることが、条例制定権の中で可能であるのか否か警察庁を総め、国の見解を伺いたい。</p> <p>また、条例による撤去が可能であるのであれば、条例を根拠として自転車法の規定と同様に、「駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するための必要があると認める場合」に原付二種を撤去することが、道路交通法に抵触しないことを明確にするよう求める。</p> <p>事業、警察による取締りが十分に機能していない結果、歩道上に原付二種の放置が散見される状況があることが問題なのであって、法改正や法制定が難しいのであれば、警察による取締り及び自治体との連携を強化することにおいても目的は達せられるため、警察庁を通じ、警察庁・各道府県警察に強く申し入れしてもらいたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。なお、所管府からの回答が「条例を定めることにより対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		
<p>指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して公の施設の管理運営させるという地方自治法に基づく制度で、再発、再発以上の観点から、公営住宅の管理運営事例に指定管理者制度を導入しており、公営住宅の管理主体として今後大きな期待を寄せられている。</p> <p>また、公営住宅の管理事例については、事務処理の件数が非常に多いという特性があり、マイナンバー制度の導入効果が顕著とされているが、指定管理者が情報連携を利用できない場合、自治体職員が情報連携によって必要な情報を照会する必要があるため、極めて非効率な業務運営となり、指定管理者制度導入の効果が半減してしまう。</p> <p>なお、指定管理者は、行政機関には該当しないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の議決を受けなければ施設の管理主体とはならないことから、その主体は明確になっていないと考える。</p>		<p>【八尾市】 指定管理者はその主体が明確でないとのご回答ですが、地方自治法第244条の第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講ずることにより、その主体の明確性は担保されていると解釈されます。</p> <p>さらに、前条第6項の規定において、指定にあたっては議会の議決を経ることになっており、通常の外部委託とは異なり、行政から公の施設の管理権限を委任するに足る責を負う有する主体を指定するよう手続きが厳格に定められております。</p> <p>また、個人情報取扱については必要な措置を講ずる観点から、条例で定めるとともに、個人情報保護に際して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等の措置が行われていることを前提として、情報提供ネットワークシステムの利用に関しては、個別IDの付与により指定管理者を特定すること等により、その適切さを担保することができるものと考えます。</p> <p>【基解】 指定管理者は、行政機関ではないものの、従来の民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の議決を受けなければ施設の管理主体とはならないことから、その主体は明確になっていない。また、既に指定管理者職員は、個人情報や個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要なシステム対応を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。</p>	<p>○ 第1次にアテンドにおいて、内閣府から、法律のレベルで当該法人が規定されていることが一つのメリットであるが、指定管理者については幅広い法人を対象とできることから、国民の目から見ると法律のレベルでは誰がマイナンバーを利用しているのか不明であるため、慎重に考えざるを得ないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、指定管理者は地方自治法に基づく法的根拠に基づき指定を受けるものであり、地方自治法に基づく条例によって具体的な事務(管理の基準及び業務の範囲等)が規定されていることから、主体や委任を受けた事務の内容は明確になっていると考えられるのではないかと。</p> <p>また、第1次にアテンドにおいて、内閣府から、公営住宅関係では、管理代行者が法律上位置付けられていないために情報連携が可であるが、指定管理者は法律上の位置付けがないために情報連携は困難であるとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、管理代行者であっても、法律において、具体的な法人名までもが明示されるだけでなく、その意味においては、指定管理者と管理代行者との間で法人名の特定において根本的な差があるわけではない。</p> <p>加えて、地方公共団体が公営住宅関係で管理代行者と指定管理者のいずれかを選択する際に、制度的な条件が平等でないという点は問題ではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	
<p>【療育手帳について】 平成28年3月8日の「障害福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については改めて報告する」とある。</p> <p>地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を導かなければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わないため、早急に、事務を所管する厚生労働省と連携する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。</p> <p>【外国人保護について】 法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障、税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つとされている。同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整していることと報じている。</p> <p>外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。</p>		<p>【千葉県】 一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次にアテンドにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省を早急に整備すべきではないかと。</p> <p>また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能にするように検討すべきではないかと、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	
<p>公営住宅法第47条により、入居者の決定、同居の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップ対応されている。</p> <p>マイナンバーの導入により管理代行者は、これらの事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受ける必要がある。</p> <p>入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立って、管理代行者が情報連携を行うことができる環境を整える必要があるが、管理代行者に設置主体となり費用負担を求めることは、代行する期限が定められていることから不合理であると考えており、自治体中間サーバプラットフォームが利用されるよう検討していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 第1次にアテンドにおいて、総務省から、中間サーバについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構からのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受けて、中間サーバの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体向けに明確に示すべきではないかと、また、これまで総務省から示されているQ&A(管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバを設置する必要がある)は改正すべきではないかと。</p> <p>これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。</p>	